

バイオ田んぼクラブメンバーに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社エーゼログループ(以下「エーゼロ」という。)が運営する「バイオ田んぼクラブ」(以下「本クラブ」という。)のメンバーの入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(バイオ田んぼクラブメンバー)

第2条 次の各号に該当し、本クラブの目的、事業に賛同する個人は、第4条に定める入会手続きを経て「バイオ田んぼクラブメンバー」(以下単に「メンバー」という。)となることができる。

(メンバーの募集)

第3条 エーゼロは年度毎(4月1日から翌年3月31日迄)にメンバーの募集を行う。

(入会の手続き)

第4条

メンバーになろうとする者は、下記の方法にて、エーゼロへ入会手続きを行うものとする。

(1) 指定のオンラインショップ(<https://store.gurugurumeguru.jp/?pid=185048939>)にて、「バイオ田んぼクラブ 年会費」を購入する。

(2) エーゼロからのメールに従い、「バイオ田んぼクラブコミュニティグループ」に参加する。

2 第5条に定める会費の納入が確認でき次第、エーゼロは会員証を各メンバーに郵送する。

(会費)

第5条 メンバーは、入会するときに年間の会費を納入しなければならない。

2 年間の会費は下記のとおりとする。

(1) 12,000 円(消費税及び地方消費税1,091円を含む)

3 メンバーは下記のいずれかの方法をもって会費を支払う。

(1) 第4条第1項に定めるオンラインショップで購入した場合。

オンラインショップで定める方法(Amazon payまたはクレジットカード決済)にてこれを支払う。

(2) 銀行口座への振込(現金支払い)を希望する場合。

エーゼロの指定する金融機関の口座に振込むことでこれを支払う。尚、振込手数料が生じた場合はメンバーの負担とする。

(メンバーとなる期間)

第6条 メンバーとなる期間は「バイオ田んぼクラブコミュニティグループ」に参加した日から、参加した日が属する年度の3月31日までとする。

(メンバーの活動内容・特典)

第7条 メンバーは次の活動実施や特典を享受することができる。

(1) メンバーは、会員証を持参することで、岡山県西粟倉村にて、年に4回程度実施するメインイベント(田植え、中干し・生物観察会、稲刈り、収穫祭)をはじめ、エーゼロが行う田んぼでの活動にメンバーの家族とともに参加することができる。尚、現地までの交通費は各メンバーの負担とする。

(2) 「バイオ田んぼクラブコミュニティグループ」内において本クラブに関する最新情報や作業スケジュールを確認できるほか、年度末には1年間の活動内容をまとめたレポートが届く。

(3) メンバーである期間の年度(4月1日から翌年3月31日迄)に生産された新米約5kgとバイオ田んぼ米で仕込んだ日本酒1本(720ml)が年1回届く。なお、新米の量についてはその年のバイオ田んぼ米の収量によって増減する可能性がある。

(メンバーの更新)

第8条 メンバーは3月20日までに、第5条に定める会費を支払うことでメンバーの資格を1年間更新することができる。尚、2月頃にエーゼロは退会通知を添付したメンバー更新の案内をメールで行うものとする。退会通知の提出がない場合は更新に同意とする。

(除名)

第9条 メンバーが下記各号の事由に該当するときは、エーゼロの決裁により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、メンバーとして相応しくないと認められるとき
 - (2) エーゼロが提示する田んぼにおける活動ルールに応じないとき
 - (3) 正当な理由がなく会費を半年以上滞納したとき
- 2 前項のうち(1)(2)の事由に該当するときは、当該メンバーには弁明の機会を与えるものとする。

(退会)

第10条 メンバーはいつでも退会通知をエーゼロに提出することにより、退会することができる。
2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(コミュニティグループの脱退)

第11条 エーゼロは第9条及び第10条の定めにより、除名または退会となったメンバーを「ピオ田んぼクラブコミュニティグループ」から脱退させる。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、エーゼロが別に定めるものとする。

附則

この規定は、令和7年2月21日より施行する。